

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年7月23日静岡県告示第174号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
向島寿彦	藤枝市本郷字向山4192（以上の1筆については一部保安林）	藤枝市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年7月23日静岡県告示第175号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
増田鑑雄	藤枝市岡部町野田沢字菅ノ窪40の2、40の8	藤枝市役所
増田忠夫	藤枝市岡部町野田沢字椎木谷60	藤枝市役所
堀田義郎	藤枝市助宗字屋敷山19、20、21、22の3	藤枝市役所